

在留資格ない外国人の子ども 212 人に「在留特別許可」与える

日本で生まれ育った在留資格のない外国人の子どもについて、小泉法務大臣は、全体の 8 割を超える 212 人に滞在を認める「在留特別許可」を与えたことを明らかにしました。

出入国在留管理庁によりますと、日本で生まれ育ったものの在留資格がなく退去の対象になっていた外国人の子どもは、ことし 6 月 10 日の時点で全国で 263 人で、小泉法務大臣は記者会見で、家族に不法入国や薬物使用といった重大な犯罪歴がないなど一定の条件を満たした 212 人に、滞在を認める「在留特別許可」を与えたことを明らかにしました。

みずからの意思で帰国した 11 人を除くと、全体の 8 割を超えるということです。

また、未就学児であることや親の犯罪歴などを理由に在留特別許可が認められなかったのは 40 人でした。

小泉大臣は「今回かぎりの措置だが、在留特別許可を受けた子どもたちは、日本社会で活躍してほしい。これからも在留資格のないまま滞在が長期化する子どもの増加を抑止していくことが重要だ」と述べました。

引用：NHK ニュース、在留資格ない外国人の子ども 212 人に「在留特別許可」与える、2024 年 9 月 27 日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240927/k10014593661000.html>。